

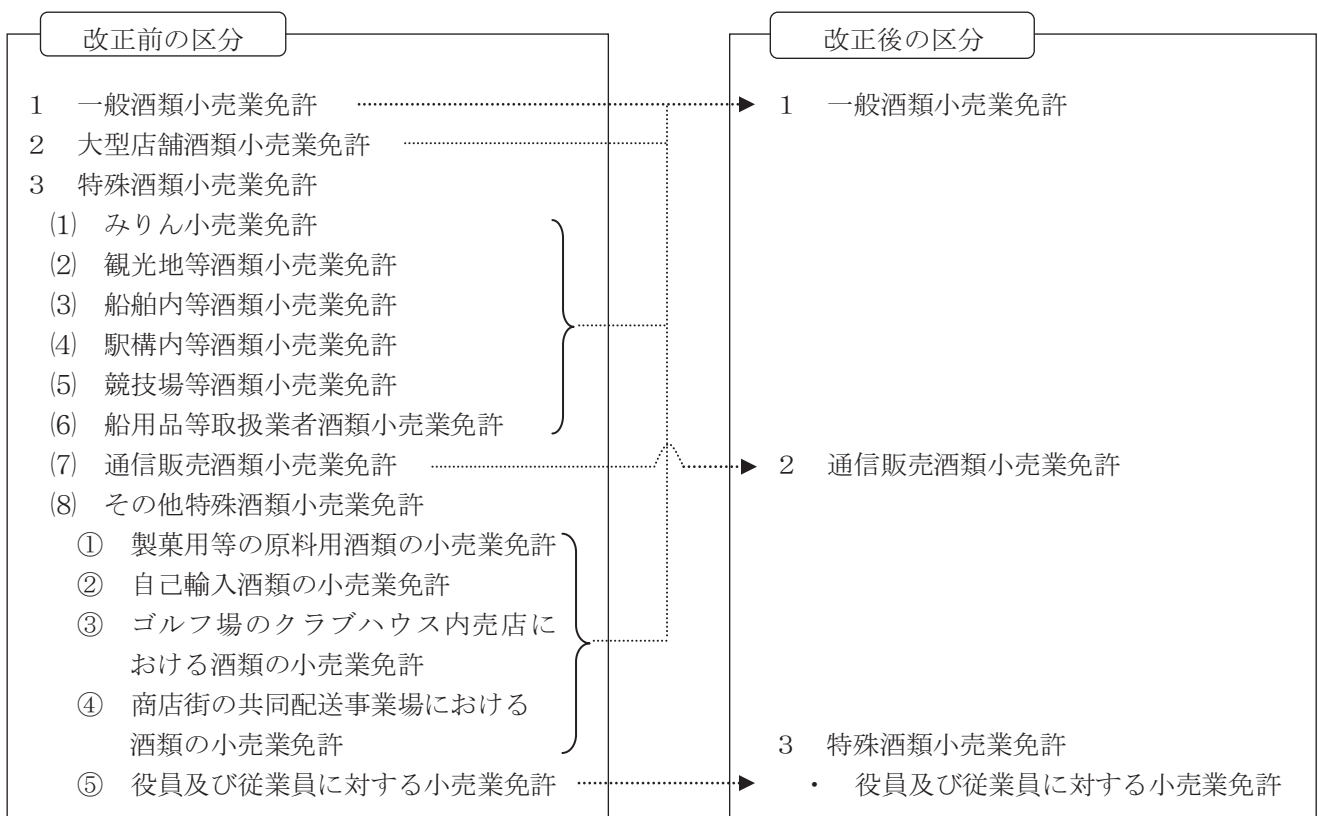
一般酒類小売業免許への条件緩和手続の手引

酒類小売業免許については、一般酒類小売業免許、大型店舗酒類小売業免許及びみりん小売業免許などの特殊酒類小売業免許の区分を設けておりましたが、平成 18 年 4 月 1 日、一部の免許区分を除き、一般酒類小売業免許に統合するなど整理・合理化を図りました。

そのため、大型店舗酒類小売業免許又はみりん小売業免許など改正前の特殊酒類小売業免許の区分で免許を受けている方は、一定の要件を満たす場合、その条件の緩和を受け、一般酒類小売業免許と同等の条件（通信販売を除く小売に限る。）となることができますので、この手引により申出手続を行ってください。

なお、この手引は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）『ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>酒税関係>一般酒類小売業免許への条件緩和手続の手引』に掲載しています。

《酒類小売業免許の区分の改正の内容》



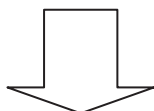
更に詳しい説明が必要な方は、所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

I 条件緩和申出の流れ

申出書類の提出

- ・ 申出書及び添付書類を作成し、申出販売場の所在地を所轄する税務署に提出してください。

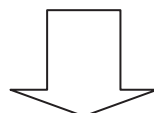
※ 申出書類はいつでも提出することができます。



審 査

- ・ 審査は、原則として、申出書の受付順に行います。
- ・ 審査に際しては、必要に応じ、来署していただく場合や現地確認をさせていただきます場合があります。

※ 申出書類の審査には、申出件数の多寡により、相当の期間（標準処理期間2か月）がかかります。



免許付与等の通知

- ・ 免許条件の緩和について、条件緩和通知書を書面で通知します。また、審査の結果、条件緩和できない場合にもその旨を書面で通知します。

申出書及び所定の添付書類の提出先は、酒類販売業免許の条件緩和を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署ですが、個別・具体的な相談がある場合には、当該所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

酒類指導官が設置されている税務署及び担当税務署は、巻末の「国税局及び酒類指導官設置税務署等一覧表」をご覧ください。

なお、酒類指導官が設置されている税務署及び担当税務署は、変更される場合がありますので、最新の情報は、酒類販売業免許の条件緩和を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署へお問い合わせください。

Ⅱ 一般酒類小売業免許への条件緩和手続等

1 条件緩和の概要

大型店舗酒類小売業免許及びみりん小売業免許などの特殊酒類小売業免許を受けている方（例えば、「販売する酒類の範囲については、エキス分 40 度以上で、かつ、1,800ml 以下の容器入りのみりんに限る。」旨の条件が付されているみりん小売業免許を受けている方）は、一定の要件を満たす場合、条件緩和の申出手続を行うことにより、一般酒類小売業免許と同等の条件（すべての品目の酒類の販売が可能）となることができます。

（注） 通信販売酒類小売業免許については、販売できる酒類の範囲について、「前会計年度の酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて 3,000k1 未満である酒類製造者が製造・販売する酒類又は輸入酒類に限る。」旨の条件までに限って緩和を受けることができます。

2 一般酒類小売業免許

一般酒類小売業免許とは、販売場において、消費者又は酒場、料理店等の酒類を取り扱う接客業者等に対し、原則として、すべての品目の酒類を小売することができる免許をいいます。

なお、一般酒類小売業免許については、原則として、販売方法について「通信販売を除く小売に限る。」旨の条件を付すこととなります。

（注） この条件で行うことができない通信販売とは、2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象とするものであり、販売場の周辺（販売場の所在する同一の都道府県内）の消費者等のみを対象とする通信販売は、一般酒類小売業免許を取得すれば行うことができます。

3 条件緩和の申出に当たり提出する書類

条件緩和の申出は、「酒類販売業免許の条件緩和申出書」に「酒類販売業免許の免許要件誓約書」を添付の上、申出販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、提出された申出書及び添付書類は原則としてお返ししません。

（注） 申出書の提出があった場合には、税務署において、申出書の記載漏れや書類の添付漏れがないか等の確認をします。記載漏れや書類の添付漏れがあった場合には、補正していただくこととなりますので、税務署が指示した期限までに補正又は再提出してください。

4 条件緩和の申出手続

条件緩和の申出書は、いつでも提出することができ、原則として、申出書の受付順に審査順位を付し、審査を行います。

（注） 申出書は、申出販売場の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口に到達した時点で提出があったこととなります。郵便等により提出される申出書についても到達した時点（通信日付印により表示された日ではありません。）で提出があったものとして取り扱います。

なお、申出書が、申出販売場の所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された場合は、そこから取り出した日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱います。

また、条件緩和の申出書は、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」による手続は利用できません。

5 条件緩和の要件

免許の条件緩和を受けるためには、申出者（免許者）、申出者の法定代理人、申出法人の役員、申出販売場の支配人（以下「申出者等」といいます。）が、酒税法第 14 条の酒類販売業免許の取消要件に該当していないこと及び申出者が同法第 10 条第 11 号の需給調整要件を満たしていることが必要です（詳しくは 6 頁「**条件緩和の要件表**」をご覧ください。）。

要件に該当するか否かについては、17 頁の「**酒類販売業免許の免許要件誓約書**」により審査することになります。この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、その不正行為が、①審査段階で判明したときは拒否処分、②条件緩和通知後に判明したときは取消処分の対象となります。

（注） 免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた者、②取消処分を受けた者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員及び③これらの者が役員となっている法人は、取消処分を受けた日から 3 年を経過するまでの間は、原則として、新たに販売業免許を受けることはできなくなります。

また、酒税法 10 条 11 号関係（需給調整要件）において「申出者が酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でないこと」との要件がありますが、同一の営業主体が飲食店と酒飯店を兼業する場合、飲食店部分については酒類販売業免許を取得する必要はありませんが、酒飯店部分に関しては免許が必要となります。この場合、飲食店で提供される飲用の酒類と酒飯店で販売される酒販用の酒類が、仕入先等を含め混合されることがないように、飲食店部分と酒飯店部分との場所的区分のほか、飲用の酒類と酒販用の酒類の仕入・売上・在庫管理が明確に区分され、それが帳簿により確認できる等の措置がなされる必要があります。詳しくは所轄税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。

6 条件緩和の審査

条件緩和の審査は、審査順位に従って、

- 申出書及び添付書類の内容に不備がないか
 - 申出者等及び申出販売場が免許の要件に合致しているか
- などの点について、詳細な審査を行います。

必要に応じ、申出者等や酒類販売管理者^(注)に來署していただく場合や現地確認をさせていただく場合があります。

条件緩和の審査に必要な標準的な日数（標準処理期間）は、原則として、審査を開始した日（申出書の提出のあった日の翌日）から 2 か月以内となっています。

なお、添付が漏れていた書類や追加の書類の提出をお願いした場合には、その書類の提出があるまでの間は、標準処理期間の進行は停止します。

（注） 「酒類販売管理者」とは、酒類販売業務に関する法令を遵守してその業務が実施されるよう、従業員の指導等を行う者をいいます。詳しくは 9 頁「**1 酒類販売管理者の選任義務**」をご覧ください。

7 条件緩和の通知

条件緩和の通知は、「酒類販売業免許の条件緩和通知書」を交付又は送付することにより行います。また、審査を行った結果、上記 5 の「**条件緩和の要件**」を満たさないため条件緩和できないこととなった場合にも、その旨を書面で通知します。

8 条件緩和後の免許の条件

条件緩和後の販売方法については、原則として「通信販売を除く小売に限る。」旨の条件を付すこととなります。

(注) この条件で行うことができない通信販売とは、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象とするものであり、販売場の周辺（概ね販売場の所在する同一の都道府県内）の消費者等のみを対象とする通信販売は、一般酒類小売業免許を取得すれば行うことができます。

9 その他留意事項

みりん小売業免許、船用品等取扱業者酒類小売業免許、製菓用等の原料用酒類の小売業免許及び自己輸入酒類の小売業免許を受けていた方で、免許の条件緩和の申出手続により、一般酒類小売業免許と同等の条件（すべての品目の酒類の販売が可能）への緩和を受けた方は、速やかに、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりませんのでご注意ください。（詳しくは10頁「**3 酒類販売管理者に研修を受講させるよう努める義務**」をご覧ください。）

条件緩和の要件表

要件の内容	該当項目			順号
	申出者	役員	法定代理人	
1 偽りその他の不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていないこと	○			②5
2 酒税法 10 条 3 号から 5 号、7 号から 8 号関係（人的要件）				
3 号関係 申出者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のとき、その法定代理人が 1、2、7、7 の 2、8 号に該当しないこと 1 号：酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがないこと 2 号：酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがある法人のその取消原因があった日以前 1 年以内に業務を執行する役員であった者の場合には、その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過していること	○ 個人のみ			③
4 号関係 申出者又は法定代理人が法人の場合にその役員が 1、2、7、7 の 2、8 号に該当しないこと	○ 法人のみ		○ 法人のみ	④
5 号関係 支配人が 1、2、7、7 の 2、8 号に該当しないこと	○			⑤
7 号関係 申出者等が国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けた者である場合には、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過していること	○	○	○	⑦
7 号の 2 関係 申出者等が未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること	○	○	○	⑧
8 号関係 申出者等が禁錮以上の刑に処せられた者である場合には、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること	○ 個人のみ	○	○	⑨
3 酒税法 10 条 11 号関係（需給調整要件）				
申出者が設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でないこと	○			⑳3
申出者が酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でないこと	○			㉑4
4 2 年以上引き続き、酒類の販売業を休業していないこと	○			㉒6

（注）「順号」は、18～19 頁の「酒類販売業免許の免許要件誓約書」の順号を表記しています。

Ⅲ 酒類販売業者として留意すべき事項

1 酒税法上の義務

酒類販売業者には、酒税法の規定により、次のような義務が課されています。これらの義務を履行しない場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ、免許が取り消されることもありますのでご注意ください。

1 記帳義務

酒類の仕入れ、販売について次の事項を帳簿に記載する必要があります。

酒類販売業者が作成する帳簿は、その販売場ごとに常時備え付けておき、帳簿閉鎖後5年間保存する必要があります。

(1) 仕入れに関する事項

酒類の品目別及び税率の適用区分別（アルコール分別など）に、仕入数量、仕入価格、仕入年月日、仕入先の住所及び氏名又は名称

(2) 販売に関する事項

酒類の品目別及び税率の適用区分別（アルコール分別など）に、販売数量、販売価格、販売年月日、販売先の住所及び氏名又は名称

(注) 1 販売先の住所及び氏名又は名称は省略することができます。

2 次に掲げる事項を厳守する場合には、販売した数量、販売年月日については、3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳することができます。

(1) 仕入れた酒類の全部について、上記の仕入れに関する事項がすべて記載された伝票を仕入先から交付を受け、それを5年以上保存しておくこと。

(2) 3か月を超えない月の月末に酒類の棚卸しを行っていること。

3 税務署の職員が検査取締上必要と認めた場合には、仕入れ及び販売に関する帳簿を検査することができますこととなっています。

※ 所得税法及び法人税法では7年間、会社法では10年間の帳簿保存が義務付けられています。

2 申告義務

(1) 住所及び氏名又は名称、販売場の所在地若しくは名称に異動があった場合には、その旨を「異動申告書」により、その販売場の所在地の所轄税務署長に申告する必要があります。

なお、条件緩和申出に伴って、販売場の位置が変動（増加等）する場合にはこの申告書の提出が必要となります。

(注) 「住所及び氏名又は名称の異動」には、株式会社と持分会社（合名・合資・合同会社）の間の組織変更、持分会社間の会社種類の変更を含みます。

また、販売場の所在地の異動とは、区画整理等による地名、地番の呼称変更をいいます。

なお、販売場を他の場所に移転する場合には、所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

(2) 酒類の販売業を休止する場合又は再開する場合には、その旨を遅滞なく「酒類・酒母・もろみ製造・販売業 休止・開始（異動）申告書」により、その販売場の所在地の所轄税務署長に申告する必要があります。

(3) 会計年度（4月から翌年3月まで）ごとに酒類の品目別販売数量の合計数量及び3月末の在庫数量を記載した「酒類の販売数量等報告書」を翌会計年度の4月末までに、その販売場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(4) 免許を受けた販売場と異なる場所に酒類の貯蔵のための倉庫等を設ける場合又はその倉庫等を廃止する場合には、その旨を「酒類蔵置所設置・廃止報告書」により、販売場又は倉庫等のいずれかの所在地の所轄税務署長に報告する必要があります。

なお、倉庫等で酒類の販売契約の締結（受注行為）を行うことはできません。

(5) 税務署長から、酒類の販売先（酒場、料理店など）の住所、氏名又は名称の報告を求められた場合には、「酒類の販売先等報告書」により報告する必要があります。

3 届出義務

酒類の製造場以外の場所で酒類を詰め替えようとする場合には、2日前までに、その販売場の所在地の所轄税務署長にその旨を「酒類の詰替え届出書」及び「表示方法届出書」により届け出る必要があります。

2 免許に関する各種手続

酒類販売業者が、販売場を移転しようとするとき、販売業を廃止しようとするとき、酒類販売業者において相続が発生し相続人が引き続き酒類販売業を継続しようとするとき、法人成り等をするとき又は通信販売により酒類を小売しようとするときは、以下の手続を行う必要があります。

1 販売場の移転

販売業免許を受けた酒類の販売場を移転しようとするときは、「酒類販売場移転許可申請書」を、その販売場の所在地の所轄税務署長を経由して、移転先の販売場の所在地の所轄税務署長に提出し、その許可を受ける必要があります。

許可を受けずに販売場を移転して酒類販売業を行った場合には、無免許販売となり、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとされています。

2 販売業の廃止

酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき（免許を受けている販売場の全部又は販売場の一部を廃止しようとするときを含みます。）は、廃止する販売場について、「酒類販売業・販売代理（媒介）業 免許取消申請書」により、その販売場の所在地の所轄税務署長に申請する必要があります。

3 販売業の相続

酒類販売業者が死亡して相続の開始があった場合において、引き続き酒類の販売業をしようとする相続人は、「酒類・酒母・もろみ 製造業・販売業 相続申告書」を遅滞なく、その販売場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4 法人成り等

酒類販売業者である個人が主体となって法人を設立するとき等は、法人成り等に伴う新規の「酒類販売業免許申請書」の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場に係る「酒類販売業・販売代理（媒介）業 免許取消申請書」を、その販売場の所在地の所轄税務署長に同時に提出し、新たに免許を受ける必要があります。

（注）法人成り等とは、①法人成り、②法人の合併、③会社分割及び④営業の承継をいいます。

5 通信販売酒類小売業免許

通信販売酒類小売業免許とは、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類の販売を行うことができる免許をいい、一定の要件を満たす場合にその販売場の所在地の所轄税務署長に申請を行うことによって取得することができます。

なお、販売できる酒類の範囲については、次に限ることとしています。

(1) 国産酒類

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類

(2) 輸入酒類

制限なし

3 酒類業組合法上の義務

酒類小売業者には、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）の規定により、次のような義務が課されています。

1 酒類販売管理者の選任義務

酒類小売業者は、販売場ごとに、免許を受けた後遅滞なく、酒類の販売業務に従事する者のうちから「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。

酒類小売業者（法人であるときはその役員）ご自身が酒類販売業務に従事する場合には、自ら酒類販売管理者になることができます。

また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令（酒税法、酒類業組合法、未成年者飲酒禁止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」といいます。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）、不当景品類及び不当表示防止法等の法令をいいます。）の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行う必要があります。

なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。

酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50万円以下の罰金に処されることとされています。

【注意事項】

酒類の適正な販売管理の実効性を確保する観点から、次の(1)～(7)に掲げる場合には、酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。

なお、責任者はできるだけ成年者とし、特に夜間（午後 11 時から翌日午前 5 時）においては成年者を配置してください。

- (1) 夜間（午後 11 時から翌日午前 5 時）において、酒類の販売を行う場合
- (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3 時間以上）不在となることがある場合
- (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100 平方メートルを超えるごとに、1 名以上の責任者を指名）
- (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1 名以上の責任者を指名）
- (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20 メートル以上離れている場合）
- (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3 箇所以上ある場合）
- (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

2 酒類販売管理者選任の届出義務

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2 週間以内に、その旨を「酒類販売管理者選任（解任）届出書」に記載の上、所轄税務署長に届け出なければなりません。

この届出を怠った場合には、10 万円以下の過料に処されることとされています。

3 酒類販売管理者に研修を受講させるよう努める義務

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、その選任の日から、3 か月以内に財務大臣が指定する団体（小売酒販組合等）が実施する酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。

酒類販売管理研修の実施団体及び連絡先等は、所轄税務署を担当する酒類指導官へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)『ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の販売管理>酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について』をご覧ください。

- (注) 1 酒類販売管理研修は、条件緩和を受ける前でも受講することができますので、できるだけ早期に受講させるようにしてください。
- 2 酒類販売管理研修の受講の申し込みについては、直接、研修実施団体にお問い合わせください。
- 3 研修を受講しなくても差し支えない場合があります。詳しくは、所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

4 表示基準の遵守

酒類小売業者は、未成年者の飲酒防止に関する表示基準(平成元年11月22日国税庁告示第9号。以下「表示基準」といいます。)を遵守しなければなりません。表示基準の概要は次のとおりです。

なお、表示基準を遵守しなかった場合には、指示・公表・命令を受けることがあり、命令を違反した者は、50万円以下の罰金に処されることとされています。

これを受けて酒税法は、酒類販売業者が酒類業組合法違反により罰金刑に処せられた場合を酒類販売業免許の取消要件としています。

(1) 酒類の陳列場所における表示

酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示してください。

(注) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示します。

(1)の表示は、酒類の陳列場所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字としてください。

(2) 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、①「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨(使用する文字は、57ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とします。)、②免許者(酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者をいいます。)の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名及び連絡先等(使用する文字は、20ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とします。)、③販売停止時間(午後11時から翌日午前5時)(使用する文字は、42ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とします。)を自動販売機の前面の見やすい所に表示してください。

(3) 酒類の通信販売における表示

酒類の通信販売を行う場合には、①広告又はカタログ等(インターネット等によるものを含みます。)に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨、②申込書等の書類(インターネット等により申し込みを受ける場合には申込みに関する画面)に、申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨、③納品書等の書類(インターネット等による通知を含みます。)に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示してください。

(3)の事項は、明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は10ポイント以上の活字(インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字)以上の大きさの統一のとれた日本文字としてください。

(参考) 酒類業組合法に基づく表示の基準は、上記の他に、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月22日国税庁告示第8号)、酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日国税庁告示第7号)、地理的表示に関する表示基準(平成6年12月28日国税庁告示第4号)があります。

4 社会的要請への適切な対応（主なもの）

酒類販売業者には、酒税法、酒類業組合法以外にも、以下の事項をはじめとする様々な社会的要請に対し、適正かつ確実な対応が求められています。

1 未成年者の飲酒防止

未成年者の飲酒を防止するため、成人であることを確認した上で酒類を販売してください。

未成年者飲酒禁止法においては、酒類販売業者又は料理飲食業者などに、①未成年者が飲用に供することを知って酒類を販売又は供与することを禁じ（1条3項）、②年齢の確認その他の必要な措置を講じる旨の義務を課しています（1条4項）。また、①の禁止規定に違反した場合は50万円以下の罰金に処されることとされています。

これを受けて酒税法は、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法違反により罰金刑に処せられた場合を酒類販売業免許の取消要件としています。

2 公正な取引の確保

酒類産業が健全に発達するとともに、消費者の利益を実現していくためには、事業者間の競争は公正な取引ルールの下で行われることが必要です。

国税庁では、酒類取引に関する公正な取引の在り方（①合理的な価格の設定、②取引先等の公正な取扱い、③公正な取引条件の設定及び④透明かつ合理的なリベート類）及び取引状況等実態調査の実施等を示した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、酒類業者へ積極的に周知し公正取引の重要性を啓発するなど、公正な取引環境の整備に向けた業界の自主的な取組を促進しています。

また、独占禁止法は、不当廉売、差別対価などの不公正な取引方法を禁止しています。公正取引委員会では、酒類の流通における公正な競争を図るため、平成21年12月に「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を発出しています。

独占禁止法を遵守するとともに、国税庁の「指針」に示された公正なルールに沿った取引を行ってください。

詳細については「酒類に関する公正な取引のための指針」（平成18年8月31日）をご覧ください。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)『ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の公正取引』に掲載しています。

3 酒類容器のリサイクルの推進

容器包装リサイクル法は、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）するといった役割分担の下で効果的なリサイクルシステムを確立し、容器包装廃棄物の減量化、資源の有効利用に取り組んでいくことを基本としており、小売業者の方に対しては、容器包

装の使用の合理化や排出抑制に関する取り組みの促進が求められています。

なお、酒類小売業者の方が、次の基準を満たす場合は、販売に用いたレジ袋や包装紙等の容器包装について再商品化義務が生じますので、ご注意ください。

- <基準> ○ 主たる事業が小売・卸・サービス業の場合
⇒ 売上高7千万円超又は従業員数5人超の事業者が対象
- 主たる事業が小売・卸・サービス業以外の場合
⇒ 売上高2億4千万円超又は従業員数20人超の事業者が対象

詳細についてはパンフレット「酒類容器等の3R」をご覧ください。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)『ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類容器等のリサイクル>酒類容器等の3R』に掲載しています。

収 受 印		整理番号	※
平成〇〇年〇〇月〇〇日	申 出 者	(住所) 〒 100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号	(電話) 03-〇〇〇〇 局 番 〇〇〇〇
ふりがなを忘れずに		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) まるまるしょうじかぶしきがいしゃ 〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇 太郎	法人の場合、代表者印を押印します。
酒類販売業免許に付けられている条件緩和について関係書類を添付して、下記のとおり申出します。			
記			
販売場の所在地及び名称	(地番)	東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇、△番△	
	(住居表示) 〒100-〇〇〇〇	東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号	
	(ふりがな) まるまるまーと おおてまちてん (業態) (名称) 〇〇マート 大手町店 (電話) 03-0000-0000	コンビニエンスストア	
申出販売場の酒類販売管理者	(ふりがな) まるまる じろう (氏名) 〇〇 次郎	役職、申出者との関係、生年月日等 〇〇商事 大手町店 店長 昭和45年1月11日生	
販売業免許の種類	一般酒類小売業免許	免許通知書等で確認してください。	
現在付けられている免許の期限又は条件	販売する酒類の範囲は、エキス分40度以上で、かつ、1,800ミリリットル以下の容器入りのみりんに限る。 販売方法は、通信販売を除く小売に限る。		
申出の要旨	みりん小売業免許を受けていますが、全酒類につき通信販売を除く小売ができるよう条件緩和を申し出ます。		
申出の理由	今まで、近隣の消費者を対象として、みりんを含む食料品、雑貨等の販売を行ってきましたが、この度、事業の一画に全酒類の販売を加え、来店者の利便性を高めるとともに、業績の更なる発展を図ることとしました。		
申出を行う理由を具体的に記載してください。			
受理番号	※	審査順位	※
局署番号	※	局署番号	※
申出書入力	※ 済 (月 日)	※	※

酒類販売業免許の条件緩和申出書の書き方

- 1 この申出書は、酒類販売業免許に付されている販売する酒類の範囲若しくはその販売方法についての条件の緩和又は解除を受けようとする場合に使用してください。
- 2 「氏名又は名称及び代表者氏名」、「販売場の所在地及び名称」及び「酒類販売管理者」には、ふりがなを付してください。
- 3 「販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - (1) 「地番」欄には、原則として現在の免許の地番を記載することとなります。現在の免許における、酒類販売業免許通知書により確認してください。

なお、申出販売場の建物が複数の土地（地番）にかかる場合には、すべての地番を記載することになりますから留意してください。

また、区画整理事業等により、免許付与時より地番が変更になっている場合には、現在の地番を確認し、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。なお、この場合には、別途「異動申告書」の提出が必要となりますので、建物及び土地の登記事項証明書をご用意願います。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。

また、次の区分により、業態を記載してください。

（業態の区分）

 - ① 一般酒飯店（酒屋、酒類専門店等）、
 - ② コンビニエンスストア、
 - ③ スーパーマーケット、
 - ④ 百貨店、
 - ⑤ ①～④以外の量販店（ディスカウントストア等）、
 - ⑥ 業務用卸主体店、
 - ⑦ ホームセンター・ドラッグストア、
 - ⑧ その他・・・①から⑦までに該当しない業態の店舗で、具体的に記載してください。

（例：ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・惣菜店、米穀店、果物店、生花店、菓子店、など）
- 4 「申出販売場の酒類販売管理者」欄には、申出販売場の酒類販売管理者として選任している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 5 「販売業免許の種類」欄には、「一般酒類小売業免許」と記載してください。
- 6 「現在付けられている免許の期限又は条件」欄には、現在受けている酒類販売業免許に付されている期限又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法についての条件を記載してください（現在の免許における、酒類販売業免許通知書を確認してください。）。
- 7 「申出の要旨」及び「申出の理由」の欄は簡明に記載してください。申出の要旨については、例えば、「みりん小売業免許を受けているが、全酒類につき通信販売を除く小売ができるよう条件緩和を申し出る。」等と記載してください。
- 8 ※印は、「税務署処理」欄ですから記載しないでください。
- 9 この申出書に「酒類販売業免許の免許要件誓約書」を添付してください。

酒類販売業免許の条件緩和申出書

収 受 印

		整理番号	※	
平成 年 月 日	申 出 者	(住所) 〒 —		(電話)
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)		局 番
印				
酒類販売業免許に付けられている条件緩和について関係書類を添付して、下記のとおり申出します。				
記				
販売場の所在地及び名称	(地番)			
	(住居表示) 〒 —			
	(ふりがな) (名称) (電話)	(業態)		
申出販売場の酒類販売管理者	(ふりがな) (氏名)	[役職、申出者との関係、生年月日等]		
販売業免許の種類	一般酒類小売業免許			
現在付けられている免許の期限又は条件				
申出の要旨				
申出の理由				

受理番号	※	審査順位	※	局署番号	※
申出書入力	※ 済 (月 日)	※	※	※	※

酒類販売業免許の免許要件誓約書

_____ 税務署長 殿

申請（申出・申告） 販売場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

申請（申出・申告）者が個人の場合

<p>私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。</p>	
<p>平成 年 月 日 （申請（申出・申告）者の住所） （氏 名）</p>	印
<p>下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 （法定代理人氏名）</p>	
<p>平成 年 月 日 （法定代理人住所） （法定代理人氏名） （申請（申出・申告）者との関係）</p>	印

申請（申出）者が法人の場合

<p>当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。</p>	
<p>平成 年 月 日 （申請（申出）者の所在地） （名称及び代表者氏名）</p>	印
<p>下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 （役職及び氏名） 代表取締役 取締役 会計参与 監査役 支配人</p>	
<p>平成 年 月 日 （名 称） （代 表 者 氏 名）</p>	印

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)				—
1号関係：申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5号、13条、14条1、2号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
2号関係：申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5号、13条、14条1、2号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係：申請(申出・申告)者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係：申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係：支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係：申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
7号の2 関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】				
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)				—
申請販売場が取締上不適当と認められる場所でない。				
(1) 申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい・いいえ			⑩
(2) 申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。	はい・いいえ			⑪
【理由等】				

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請（申出）者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑫
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑭
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ニ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑯
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑰
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑱
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑲
(3) 申請（申出）者は、経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を経営するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			⑳
(4) 申請（申出）者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい・いいえ			㉑
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している者又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。	はい・いいえ			㉒
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係（需給調整要件） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に当たらない。				—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	はい・いいえ			㉓
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	はい・いいえ			㉔
【理由等】				
5 酒税法14条1号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい・いいえ			㉕
6 酒税法14条3号関係 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい・いいえ			㉖

「酒類販売業免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

- 1 この誓約書は、酒類の販売業免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、販売業免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により販売業免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により販売業免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した免許だけでなく、その者が有しているすべての免許について取消処分を受けることがあります。免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた免許者、②取消処分を受けた免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

なお、酒類の販売業免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

誓約関係		免許等区分	販売業 (卸・小売)	条件緩和・ 条件解除	期限付 卸・小売	相続
1	人的要件	酒税法10条1号から8号関係	○	○	○	○
2	場所的要件	〃 9号関係	○		○	
3	経営基礎要件	〃 10号関係	○		○	
4	需給調整要件	〃 11号関係	○	○	○	
5、6		〃 14条1号関係		○		
	その他の要件	〃 3号関係		○		

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

(注) 法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。

(誓約書の順号) ①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰

B A以外の役員

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨

(注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についてもすべて自ら確認した上で、記名・押印してください。

2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、すべての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、すべての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

国税局及び酒類指導官設置税務署等一覧表（平成22年7月10日現在）

【札幌国税局】 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 電話番号011-231-5011（代表）

酒類指導官設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番1号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、留萌、稚内、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-90-1451
帯広	釧路、根室、十勝池田	080-0015	帯広市西5条南6丁目1番地	0155-24-2161
北見	網走、紋別	090-0018	北見市青葉町3番1号	0157-23-7151

【仙台国税局】 〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎 電話番号022-263-1111（代表）

酒類指導官設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、大船渡、水沢、花巻、久慈、一関、釜石、二戸	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭6丁目2番15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町1番23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0033	鶴岡市泉町5番70号	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前1番82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041

【関東信越国税局】 〒330-9719 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 電話番号048-600-3111（代表）

酒類指導官設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、土浦、古河、下館、竜ヶ崎、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市表町2丁目16番7号	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市浦和区常盤4丁目11番19号	048-833-2651
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区宮所通二番町692番地の5	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市南町3丁目9番1号	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曾	390-8710	松本市城西2丁目1番20号	0263-32-2790

【東京国税局】 〒100-8102 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎第3号館 電話番号03-3216-6811（代表）

酒類指導官設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の3	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部1丁目15番地	0476-28-5151
京橋	麹町、神田、日本橋、小石川、本郷	104-8557	中央区新富2丁目6番1号	03-3552-1151
芝	麻布、品川、荏原、大森、雪谷、蒲田	108-8401	港区芝5丁目8番1号	03-3455-0551
新宿	四谷、中野、杉並、荻窪	169-8561	新宿区北新宿1丁目19番3号	03-3362-7151
東京上野	浅草、王子、荒川、足立、西新井	110-8607	台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎	03-3821-9001

渋谷	目黒、世田谷、北沢、玉川	150-8333	渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎	03-3463-9181
板橋	豊島、練馬東、練馬西	173-8530	板橋区大山東町35番1号	03-3962-4151
葛飾	本所、向島、江東西、江東東、江戸川北、江戸川南	124-8560	葛飾区立石8丁目31番6号	03-3691-0941
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市高松町2丁目26番12号	042-523-1181
横浜中	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本2丁目4番3号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引1丁目10番7号	046-221-3261
甲府	鯉沢	400-8584	甲府市丸の内1丁目11番6号	055-233-3111
山梨	大月	405-8585	山梨市上神内川738番地	0553-22-1411

【金沢国税局】 〒920-8586 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 電話番号076-231-2131 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局】 〒460-8520 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎 電話番号052-951-3511 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町1丁目4番地	058-262-6131
静岡	清水、島田、富士、藤枝	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎	053-555-7111
沼津	熱海、三島、下田	410-8686	沼津市米山町3番30号	055-922-1560
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤3丁目4番1号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市熱田区花表町7番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋2丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局】 〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館 電話番号06-6941-5331 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市中央4丁目6番55号	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鍵屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町2番20号	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市湊通丁北1丁目1	073-424-2131

【広島国税局】 〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館 電話番号082-221-9211 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、瀬戸、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、三原、尾道、福山、府中、三次、庄原、廿日市、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
西条	呉、竹原、海田	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

【高松国税局】 〒760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 電話番号087-831-3111 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0870	高知市本町5丁目6番15号	088-822-1123

【福岡国税局】 〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎 電話番号092-411-0031 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
小倉	門司、若松、八幡、行橋	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
博多	香椎、福岡、西福岡、直方、飯塚、田川、筑紫、志岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諏訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、平戸	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231

【熊本国税局】 〒860-8603 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館 電話番号096-354-6171 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	860-8624	熊本市二の丸1番4号	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、高鍋	880-8666	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111
大島	-	894-8677	奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

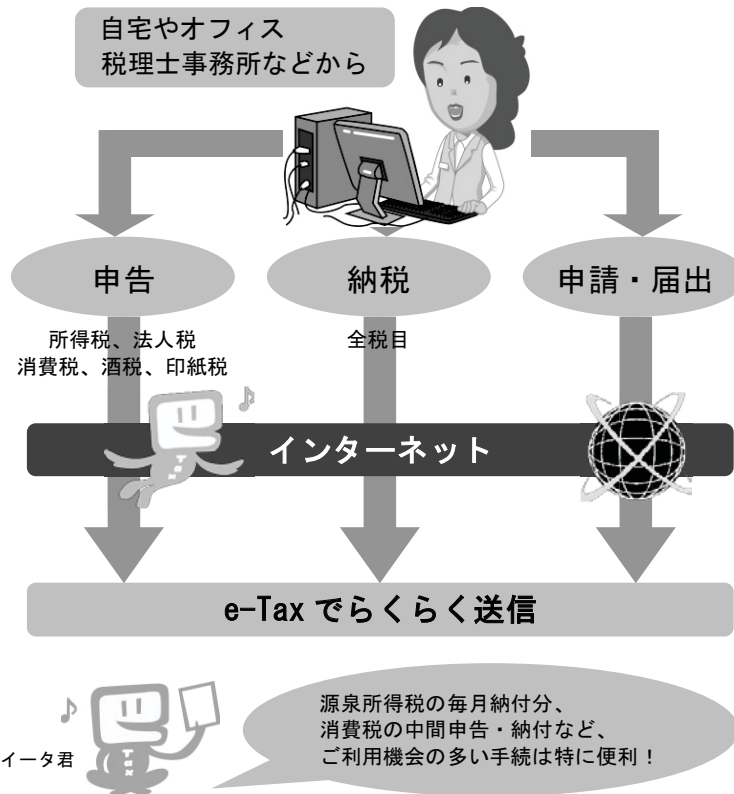
【沖縄国税事務所】 〒900-8554 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎 電話番号098-867-3601 (代表)

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

申告も納税も、e-Tax で。



自宅やオフィス
税理士事務所などから



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用するには、
事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得などが必要です。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax で利用できる酒税関係の手続

酒税の申請

酒税に関する申請・届出を提出できます。

酒税の申告

酒税の納税申告書など提出できます。

酒税の納付

酒税の納付ができます。

- 酒類販売業者の方が利用できる主な手続き
 - ・ 酒類の販売数量の報告
 - ・ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等の報告
 - ・ 酒類の蔵置所設置（廃止）の報告 など
- 酒類製造業者の方が利用できる主な手続き
 - ・ 酒税の納税申告及び納付
 - ・ 酒類の製成及び移出の数量等の申告
 - ・ 酒類の移出数量明細の提出
 - ・ 酒類等の亡失・腐敗の届出 など